

# 保護具着用管理責任者教育のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

令和4年5月31日に令和4年厚生労働省令第91号が公布され、労働安全衛生規則第12条の6「保護具着用管理責任者」制度が新設されました。

令和6年4月から、化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任等が義務化されました。

保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」（同規則第12条の6第2項関係）として、労働衛生コンサルタントや第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等の者から選任していただくか、選任できない場合には、通達（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を修了した者から選任しなければならないこととされました。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者に選任された者についても、同教育を受講することが望ましいとされています。

本教育は、「保護具着用管理責任者」を養成するための教育となります。

つきましては、「保護具着用管理責任者」養成教育を下記のとおり開催いたしますので、是非この機会に受講していただきたくご案内申し上げます。

## 記

- 日時 **令和6年4月25日（木）** 9時00分～17時00分  
(受付開始8時45分から)
- 会場 **栃木商工会議所(栃木市片柳町 2-1-46)**
- 受講料 **17,050円** (非会員事業所18,150円)  
内訳 講習料14,300円・テキスト代2,750円 (税込み)  
\*協会の会員以外の方には、会員外手数料¥1,100が加算されます。  
\*受講料は、講習終了後請求書をお渡しますので、お振込をお願いします。  
\*講習日当日の、キャンセルについては受講料の50%をご請求いたします。
- 申込締切 令和6年4月15日（月）  
定員 60名 (定員になり次第締切りいたします。)
- 申込先 **一般社団法人栃木労働基準協会**  
〒328-0075 栃木市沼和田町 20-25 Tel0282-24-7758・Fax0282-25-3268  
Email : [tochikikyo@tochikikyo.or.jp](mailto:tochikikyo@tochikikyo.or.jp)  
\*FAX 又は Email 等でお申込みいただければ、受講票を送付いたします。
- その他
  - ① 受講資格なし。
  - ② 全科目を受講された方には、修了証を交付いたします。
  - ③ 車でお越しの際は、会館の道路を挟んだ北側駐車場をご利用下さい。
  - ④ 受付開始時間前の会場への入場はご遠慮ください。
  - ⑤ 昼食は各自ご準備下さい。(外出可)

7. 研修内容 下記のとおり

学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5 時間
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3 時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間
実技科目	範囲	時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1 時間

## 保護具着用管理責任者教育申込書

(令和6年4月25日)

事業場名		
所在地	〒(        -        )  Tel        -        -        Fax        -        -	
担当者氏名		
受付No. (記入不要)	氏 名	生年月日 (西暦)
備 考		

上記のとおり受講を申し込みます。

令和    年    月    日

一般社団法人 栃木労働基準協会 会長 殿

- ※ この申込書をご記入の上、当協会にFAX等にてお申し込みください。
- ※ 請求書は講習終了後お渡しいたします。なお、当日、現金でのお支払いはご遠慮ください。
- ※ 申込書記載の個人情報は、個人情報法に留意し、受付簿・修了証作成のみに、使用管理します。

FAX : 0282-25-3268

Eメール : [tochikikyo@tochikikyo.or.jp](mailto:tochikikyo@tochikikyo.or.jp)